

河川の水質に係る環境上の基準

(1) 生活環境の保全に関する環境上の水質基準

項目 類型	基準値						
	生活環境項目					特殊項目	
	水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌群数	総窒素 (T-N)	総リン (T-P)
AA	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100ml 以下	1.0mg/L 以下	0.10mg/L 以下
A	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100ml 以下	1.5mg/L 以下	0.20mg/L 以下
B	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100ml 以下	2.0mg/L 以下	0.30mg/L 以下
C	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—	3.0mg/L 以下	0.40mg/L 以下
D	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—	4.0mg/L 以下	0.55mg/L 以下
E	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められ ないこと。	2mg/L 以上	—	5.0mg/L 以下	0.65mg/L 以下
測定 方法	日本工業規格 K0102(以下こ の表において 「規格」とい う。)12.1に 掲げる方法	規格 21 に掲 げる方法	昭和 46 年環境庁告 示第 59 号(水質汚 濁に係る環境基準 について)付表 9 に 掲げる方法	規格 32 に掲げる 方法又は光学式 DO 計による測定	最確数による定量 法	規格 45.2、45.4 又は 45.6 に掲 げる方法	規格 46.3.1 又は 46.3.4 に掲げる 方法

備考

- 1 生活環境項目の規準値は、日間平均値とする。
- 2 特殊項目の規準値は、年間平均値とする。
- 3 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上、総窒素 1mg/L 以下とする。
- 4 最確数による定量法とは、昭和 46 年環境庁告示第 59 号（水質汚濁に係る環境基準について）別表 2 備考第 4 項に掲げる方法をいう。

(2) 生物及び人の感覚による補助指標

ア 生物指標

ランク		水生生物	魚類
I	きれいな水	サワガニ ヒラタカゲロウ カワゲラ類 ナベブタムシ ヘビトンボ ヤマトビケラ ナガレトビケラ ニンギョウトビケラ クロツツトビケラ アミカ ブユ	タカハヤ アカザ アユ イワナ アマゴ カジカ カワヨシノボリ
II	ややきれいな水	カワニナ スジエビ コカゲロウ ヤマサナエ コオニヤンマ コヤマトンボ シマアメンボ コガタシマトビケラ ギフシマトビケラ ヒラタドロムシ ゲンジボタル	フナ類 オイカワ カワムツ アブラハヤ ウグイ カマツカ シマドジョウ ナマズ アユ ドンコ ヨシノボリ類 (カワヨシノボリを除く)
III	きたない水	タニシ ユリミミズ ヒル ミズムシ サホコカゲロウ タイコウチ ミズカマキリ	フナ類 オイカワ ドジョウ ヨシノボリ類 (カワヨシノボリを除く)
IV	とてもきたない水	サカマキガイ エラミミズ イトミミズ アメリカザリガニ チョウバエ ユスリカ セスジユスリカ	

備考

- 1 評価は、各項目を総合的に判断することにより行うものとする。
- 2 Iの項魚類の欄のイワナ・アマゴは、河川上流・低水温域に適用するものとする。

イ 感覚指標

ランク	川の 感じ	親水のイメージ	感覚指標			
			ゴミ	透視度(cm)	河床状況	川の におい
a	とても 快適	川の中に入って 遊びたいと思え る。	ない	100以上	砂、レキ質等がはっきり見える。 うっすらと苔が付いている。	とても快
b	快適		少しあるが気に ならない。	70以上	藻類等付着物に覆われている。	快
c	不快	川の中に入りた くないが釣りな どはできる。	目立つ程あつて 気になる。	30以上	部分的にミズワタが発生している。	不快
d	とても 不快	川に近づきたい と思わない。	多くあつてひど く気になる。	30未満	河床全面にミズワタが発生してい るか、ヘドロ状になっている。	とても不快